

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・環境課

法令名	自然公園法	法令番号	昭和32年法律第161号
手続名	国定公園の利用調整地区への立入りの認定	根拠条項	第24条第2項

審査基準	<p>1 認定申請の認定の適否に当たっては、自然公園法第24条第1項各号及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第13条の6によるものとする。</p>						

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	30日	目次	No.
						標準経由期間	日		